

【地震】福島県沖を震源とする地震（第6報）

平成28年11月22日 11:00

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加（※）派遣しました。
また、通行規制が解除されましたので、お知らせします。
なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

- ・ ※岩手県庁 2名（岩手河川国道事務所）
- ・ 宮城県庁 2名（東北地方整備局）
- ・ 福島県庁 2名（福島河川国道事務所）

【理由】

岩手県で災害対策本部が設置され、災害情報収集のため。

<通行止め区間> ※全て通行止めを解除しました

- ・ 宮城県 国道 6号（新地町～山元町 308.8～314.3kp 付近） [22日 09:20～9:58]
- ・ 宮城県 国道45号（高砂駅前～松島町 14.5～20.2kp 付近） [22日 09:20～10:30]
- ・ 宮城県 国道45号（東松島市川下～石巻市鹿又 37.2～58.2kp 付近） [22日 09:20～10:24]
- ・ 宮城県 国道45号（南三陸町戸倉～気仙沼市本吉 85.0～113.4kp 付近） [22日 09:20～10:25]
- ・ 宮城県 国道45号（気仙沼市本吉～気仙沼市松崎萱 114.7～128.8kp 付近） [22日 09:20～10:30]
- ・ 宮城県 国道45号（気仙沼市松川～気仙沼市唐桑町 134.3～146.4kp 付近） [22日 09:20～10:30]

【津波】津波注意報（岩手県～茨城県太平洋沿岸）

津波警報（宮城県・福島県）が9:46に津波注意報に切り替わりました。

警戒体制：総括室

河川室（仙台河川国道事務所、福島河川国道事務所、七ヶ宿ダム管理所）

※北上川下流河川事務所が注意体制に移行しました

道路室 ⇒ 注意体制に移行

※仙台河川国道事務所・福島河川国道事務所・磐城国道事務所が注意体制に移行、

郡山国道事務所が解除になりました

港湾空港室（塩釜港湾・空港整備事務所、小名浜港湾事務所）

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年11月22日 9:35

災害状況調査のため、災害対策用ヘリコプター（あおぞら号）を発進しました。
また、新たな通行規制状況をお知らせします。
なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

＜通行止め区間＞

- ・宮城県 国道 6号（新地町～山元町 308.8～314.3kp 付近） [2 2 日 09:20～]
- ・宮城県 国道 4 5 号（高砂駅前～松島町 8.8～29.0kp 付近） [2 2 日 09:20～]
- ・宮城県 国道 4 5 号（東松島市川下～石巻市鹿又 37.2～58.2kp 付近） [2 2 日 09:20～]
- ・宮城県 国道 4 5 号（南三陸町戸倉～気仙沼市本吉 85.0～113.4kp 付近） [2 2 日 09:20～]
- ・宮城県 国道 4 5 号（気仙沼市本吉～気仙沼市松崎萱 114.7～128.8kp 付近） [2 2 日 09:20～]
- ・宮城県 国道 4 5 号（気仙沼市松川～気仙沼市唐桑町 134.3～146.4kp 付近） [2 2 日 09:20～]

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年11月22日 9:00

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加（※）派遣しました。
なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

- ・福島県庁 2名（福島河川国道事務所）
- ・※宮城県庁 2名（東北地方整備局）

【理由】

宮城県で災害対策本部が設置され、災害情報収集のため。

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年11月22日 8:20

- ・平成 28 年 11 月 22 日 5 時 59 分頃、福島県沖を震源地とする最大震度 5 弱の地震が発生しました。
- ・震源地は福島県沖

- ・津波警報が福島県に次いで宮城県に追加発令中

現在、所管施設の点検及び情報収集を行っております。

警戒体制：総 括 室

河 川 室（仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、福島河川国道事務所、
七ヶ宿ダム管理所）

道 路 室（仙台河川国道事務所、福島河川国道事務所、郡山国道事務所、
磐城国道事務所）

港湾空港室（塩釜港湾・空港整備事務所、小名浜港湾事務所）

【震度】震度５弱

【津波】津波警報（宮城県《追加》・福島県）、

津波注意報（青森県太平洋沿岸～千葉県九十九里・外房）

【 県 】福島県 白河市、須賀川市、国見町、鏡石町、天栄村、泉崎村、中島村、

浅川町、いわき市、福島広野町、檜葉町、双葉町、浪江町、南相馬市

なお、東日本大震災による体制（警戒体制）は継続中です。

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

－ 前回までの防災情報 －

平成28年11月22日 8:00

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを派遣しました。

なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

- ・福島県庁 2名（福島河川国道事務所）

【理由】

福島県で災害対策本部が設置され、災害情報収集のため。

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年11月22日 5:59

・平成28年11月22日 5時59分頃、福島県沖を震源地とする最大震度5弱の地震が発生しました。

- ・震源地は福島県沖
- ・津波警報が発令中

現在、所管施設の点検及び情報収集を行っております。

警戒体制：総括室・河川室・道路室・港湾空港室（速報）

【震度】震度5弱

【津波】津波警報（福島県）、津波注意報（青森県太平洋沿岸～千葉県九十九里・外房）

【 県 】福島県 白河市、須賀川市、国見町、鏡石町、天栄村、泉崎村、中島村、
浅川町、いわき市、福島広野町、檜葉町、双葉町、浪江町、南相馬市

なお、東日本大震災による体制（警戒体制）は継続中です。